

全老連発第181号
令和6年10月31日

都道府県・指定都市老人クラブ連合会事務局長 殿

公益財団法人 全国老人クラブ連合会
事務局長 正立 齊
(公 印 省 略)

災害便乗商法に関する注意喚起の協力について

老人クラブの育成には、平素より格別のご尽力をいただき深く感謝申し上げます。
この度、一般社団法人日本損害保険協会（以下、「損保協会」）より本会宛に、別添写しのとおり災害便乗商法に関する注意喚起チラシの展開の協力要請がございました。

本事案では、台風や地震等の災害に乗じて、火災保険や地震保険の請求を訪問やインターネット広告等で勧誘し、サポート手数料と称して不当な代金を請求したり、家人に見つからないように家屋を破壊したうえで、手続きの代行をすると称して虚偽の保険請求するような行為が行われています。

また、虚偽の保険請求が行われた場合は、被害者が知らない間に結果として詐欺に加担しているということにもつながりかねません。

このような状況に鑑み、本会といたしまして、会員をはじめ高齢者の被害防止を図る観点から、この取り組みに協力し、広く周知を行うことといたしました。

つきましては、貴会におかれましても、貴会内市町村老人クラブ連合会ならびに単位老人クラブへの周知方、ご協力いただきますようお願いいたします。

当該チラシにつきましては、別便で損保協会より貴会宛に300部お送りいただくこととしております。会議や研修会における周知等にご利用ください。

なお、同チラシは、下記よりダウンロードできますので、併せてご活用ください。


日本損害保険協会ホームページ「住宅の修理に関するトラブルにご注意ください」
<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>

あなたの**保険金**が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する
業者とのトラブルが急増しています。

トラブル
1

甘い言葉で誘惑



業者

うちがサポートすると平均100万円は皆さんもらっていますよ。支払われた**保険金の使い道は自由**です。

えっ!
サポートの手数料をとるの!?
残ったお金では修理できないよ。


保険金は**手数料なし**で申請いただけます。

100万円ももらえるの!?
ぜひお願いします!

保険会社

トラブル
2

知らない間に詐欺に加担



業者

被害診断から保険金の請求まで**全てこちらにお任せください!**

うその理由で保険金請求すると詐欺に該当するおそれがあります。保険金請求のためにわざと屋根を破壊する業者も存在します。

もともと古くなって壊れている箇所もあるけど、本当に任せていいのかな...

保険会社

「保険が使える」と言われたら!
ご自身でご加入の「損害保険会社」が
「損害保険代理店」に
まず相談!

トラブル事例を
YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関する
トラブルにご注意ください」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



「保険が使える」にご用心!

▶▶▶▶ あなたの身近でも増えています! ◀◀◀◀

台風・豪雨・大雪・地震・落雷などの自然災害の後にトラブルが多くなります。

手数料は
かかりません!

保険金の請求はご自身で簡単に行うことができます。

保険会社・代理店にご連絡ください。
ご請求方法を詳しくご案内します。

必要なものの例：被害箇所の写真、
修理見積書※

※修理見積書作成に当たっては、
工務店など依頼先とのトラブル
にご注意ください。

台風や大雪による被害



地震による被害



地震保険の請求に修理見積書は必要なく、
より簡単に請求手続きができます。詳細な
請求方法は、保険会社・代理店まで
お問合せください。

一般的な請求手続き方法については、
こちらからご確認いただけます。



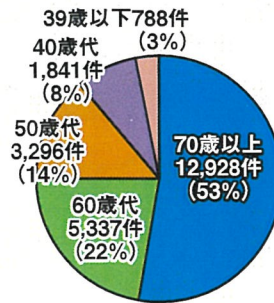
トラブル相談が
多く寄せられています。

2022年度の
トラブル相談件数

2,124件

高齢者の相談が
多いです

(平均年齢は67.9歳)



70歳以上の
相談が約半数を
占めています

2013年度から2022年度によせられた相談の内訳(不明・無回答等除く)

データは2023年3月31日までのPIO-NET(国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース)登録分。なお、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

業者との
トラブルに関する
ご相談は
こちらへ

保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

0120-309-444 (さあ連絡しよう)

※受付時間：午前9～12時、午後1～5時 月～金(祝日・当協会の休業日を除く)

損害保険に
関する
ご相談は
こちらへ

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター) <全国共通・通話料有料>

0570-022808

受付日：月～金曜(祝・休日および12月30日～1月4日除く)
受付時間：午前9時15分～午後5時

※電話リレーサービス、
IP電話からは
03-4332-5241へ
おかけください。

契約
トラブルに
関する
ご相談先

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

い や や
188

身近な
消費生活相談窓口
につながります!



損サ第 24-213 号
2024 年 10 月 29 日

公益財団法人 全国老人クラブ連合会
会長 村木 厚子 殿

一般社団法人 日本損害保険協会
常務理事 宇田川 智弘

災害便乗商法に関する注意喚起チラシ展開のご協力について（ご依頼）

平素より当協会事業について格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今、住宅修理サービス（リフォーム等）に関し、「保険が使える」と言って勧誘する業者などとのトラブルが発生しています。

自然災害による住宅の損害については、多くの場合、加入しているすまいの保険（火災保険等）で補償されますが、損害保険会社や代理店へ連絡する前に問題のあるリフォーム業者や申請サポート業者と契約してしまうと、高額な解約手数料を要求される・保険金の不正請求に加担させられるなどのトラブルに巻き込まれてしまうことがあります。

特にご高齢の方がトラブルに巻き込まれてしまう事案が多く、全国の消費生活センターに寄せられた本トラブルに関する相談のうち、75%は 60 才以上の方からの相談でした。（※）

※2013 年度から 2022 年度に寄せられた相談の内訳。

このため、当協会では、2012 年度から「保険が使える」という住宅修理サービストラブルに関する注意喚起チラシを作成しており、消費者の皆さまへの注意喚起に努めているところです。

つきましては、ご高齢の方の本トラブルの未然防止等のため、添付の注意喚起チラシを用いて、貴会会員への周知にご協力いただきたく、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・災害便乗商法に関する注意喚起チラシ

<本件にかかるご照会先>

一般社団法人 日本損害保険協会
損害サービス企画部 保険金不正請求対策室
(担当：加藤・小室)

TEL:03-3255-1825 E-mail: 271tuho@sonpo.or.jp